

令和3年2月 定例教育委員会

日 時 令和3年2月24日（水）13時50分～

場 所 総合教育センター 3階 中研修室3

出席者

（教育委員）

西本教育長 中島教育長職務代理者 内海委員 萩原委員 古賀委員

（事務局）

山元教育総務部長兼新しい学校推進室長 松尾総務課長 杉本社会教育課長 小嶋文化財
課長補佐 嶋田スポーツ振興課長 坂口図書館長
陣内学校教育部長 松田学校教育部次長兼学校教育課長 久野総合教育センター長 副島
総務課長補佐

欠席者 なし

傍聴者 なし

内 容

(1)教育長報告

(2)令和2年12月分 議事録確認

(3)議 題

1) 公民館のコミュニティセンター化に関する規則等改正

- ①佐世保市教育委員会公印規則の一部改正の件
- ②教育長に対する事務委任規則の一部改正の件
- ③佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正の件
- ④佐世保市社会教育指導員設置規則の一部改正の件
- ⑤佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定の件
- ⑥佐世保市吉井地区及び世知原地区体育施設条例施行規則の一部改正の件
- ⑦佐世保市江迎地区体育施設条例施行規則の一部改正の件
- ⑧佐世保市宇久地区体育施設条例施行規則の一部改正の件
- ⑨佐世保市スポーツ推進委員規則の一部改正の件
- ⑩佐世保市立図書館規則の一部改正の件

2) 天神幼稚園の廃園に関する規則改正

- ①佐世保市教育委員会公印規則の一部改正の件
- ⑪佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件
- 3) 佐世保市体育協会の名称に関する規則改正
 - ⑫佐世保市体育文化館条例施行規則の一部改正の件
 - ⑬佐世保市総合グラウンド条例施行規則の一部改正の件
- 4) その他個別の規則の制定・改正
 - ⑭佐世保市文化財展示施設条例施行規則の制定の件
 - ⑮佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正の件
 - ⑯佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正の件

(4) 協議事項

- ①佐世保市立小・中学校およびたし務教育学校における新しい3学期制の在り方について
- ②佐世保市第3次情報教育推進計画策定の件

(5) 報告事項

- ①清水中学校校舎改築等事業について
- ②「SASEBOがグローバルキッズ・FUN ROOM」の開催について
- ③外壁改修工事完了に伴う早岐地区公民館図書室の開館について
- ④長崎県指定無形文化財「三川内焼細工技術」の指定に伴う市指定無形文化財「平戸菊花細工技術」「捻り細工」の指定解除について
- ⑤公益財団法人佐世保市体育協会の名称変更について
- ⑥佐世保市聖火リレーセレブレーション観覧者の募集について
- ⑦指定管理者の選定方法について
- ⑧教育課程の特例校について

(6) その他

- ①次回開催予定について

◆ 教育長報告

- 1月22日 定例教育委員会
- 教育センター教育フォーラム
- 2月10日 前期教育委員会
- 2月15日 佐世保明るい社会づくり運動推進協議会第11回運営委員会
- 2月16日 市議会からのコロナ要望書受取り
- 2月16日 学校学期制検討委員会
- 2月17日 あすなろ教室第2回運営委員会
- 2月18日 佐世保市母と女性教職員の会からの要望書受取り
- いじめ防止対策推進委員会
- 2月22日 中学校定例校長研修会
- 2月23日 黒島天主堂工事竣工引渡式

【西本教育長】

それでは、2月の定例教育委員会を開催したいと思います。お忙しい中お集りいただきましてありがとうございました。

今週26日から3月定例市議会が行われます。代表質問が二人ありまして、教育委員

会関係が、自民党会派から長野さんが、学校再編についてお尋ねになります。そして、もう一人、市民クラブのほうからは山下隆良さんが、子供たちのあすなろのつながりで不登校の関係の御質問ということになっておりますので、今、答弁書を作って、明日からということで、もし、お時間があられたら、テレビのほうに流れますので、御視聴していただければと思います。

それから、昨日、もう御案内のとおりでしたけれども、黒島の天主堂改修工事が終わりました、その引渡式がありました。本当に見違えるように美しくなっております、文化財課も一生懸命努力したので、2年間かかり、5億3,000万ほどで改修が終わりまして、本当に塔もきれいに3色に、金箔もしっかり入れて、鐘も鳴るようになったそうです。鐘の音は聞かれませんでしたけれども、行ってまいりました。市長と二人で、小さな海上タクシーの奥のほうです。結構揺れまして、風はあんまりなかったんですけど、うねりがあって、横揺れしましたが、天主堂は美しくなっていました。

それから、内海さんのところのヒューマングループがデジタル化ということで、ZOOMを使ったオンライン授業ということを始められて、九州でも初めて、新聞に大きく載っておりますけれども、佐世保の教育もスマート・スクール・SASEBOということで、1人1台端末がほぼ入っております、早速ですけど、あしたは、九州都市教育長協議会のオンライン会議をするようになっていきます。実は、私、会長なんですけど、コロナの影響で1年間1回も会議に出たことがなくて、今まで全部書面で、本当にこれも与える影響が大きかったかなと思っております。

委員の皆様にも、私も大分高齢者の範疇に入って、ワクチンが打てるようにということで、もう古賀委員さん以外は全部ワクチン接種が可能になってくると思います。

それで、市長から言われたのが、集団で、個別で接種するんですが、ひょっとすると、中学校の体育館を会場として使うかもしれないというふうなお話があります。せんだっての中学校の校長会の研修会では、予告編として聞いてくださいと、まだ具体的に日時とか、手順とかは決まってないんですけども、4月から6月いっぱいぐらいまでに、2回接種しますので、2回ほど、どこかでお借りするかもしれません。中体連前だけでも、大丈夫かねというふうな、市長も心配はされていましたが、何とか校長先生も工夫をして、部活には若干支障は出るかもしれませんが、御協力をお願いしますということで来ておりましたので、具体的な日程とか、手順とか決まりましたら、皆さんにも御報告をさせていただきたいと思っております。何分初めての試みで、24万人を対象として、医療従事者も範囲になっておりますけれども、本当に前例のない、お金を給付すると、皆さんぱっと集まるんですけども、なかなかそういうわけにもいかないので、どれぐらい接種されるかというのが鍵かなというふうに、市長はおっしゃってました。

それでは、議題に入ります前に、12月の議事録の確認をさせていただきます。皆様のお手元に、もう既に届かれていますと思いますが、内容的に御異議ございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、（３）の議題に入りたいと思います。

今日ちょっと多いようではありますが、内容については、事務局のほうから簡単に説明をお願いしたいと思います。総務課長。

【松尾総務課長】

幾つかありますけれども、大きく分けまして、１）の公民館のコミュニティセンター化に伴う規則改正、２）天神幼稚園の廃園に関する規則改正、３）佐世保市体育協会の名称変更に関わる規則改正、４）その他の改正ということで、分けて説明をさせていただきます。

まず、私のほうから、１）のコミュニティセンター化、それと、２）の天神幼稚園のうち公印規則の改正について説明をさせていただきます。

公民館のコミュニティセンター化に対する条例改正につきましては、１２月の定例市議会のほうで御承認をいただきまして、４月１日から施行ということで決定しております。これに伴いまして、教育委員会に関する各規則の改正を行うものでございます。

資料のほうは、事前に配付しております資料、右上のほうに議題①から、議題⑩までの資料になります。細かく分けてホッチキスで留めておりますけれども、それを御覧いただきたいと思っております。

まず、右上のほうに議題①と書きました佐世保市教育委員会公印規則の一部改正の件でございます。

提案理由につきましては、コミュニティセンター化及び天神幼稚園の廃園に伴い、所要の改正を行うものでございます。

少し飛びまして、資料の３ページをお開きください。

こちらに新旧対照表のほうを載せております。左側を御覧ください。佐世保市中央公民館長の印、それから、佐世保市各地区公民館長の印、さらに、佐世保市立各幼稚園長の印につきまして、廃園及びコミュニティセンター化に伴いまして、教育委員会の公印規則としては廃止、削除するものでございます。

続きまして、右上のほうに、議題②と書きました資料を御覧ください。

事務委任規則でございます。こちらと同じように、公民館のコミュニティセンター化に伴うもので、所要の改定を行うものでございます。

こちら少し飛びます。７ページを御覧ください。

教育長に委任されていない事務のうち、これまでは社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員につきましては、事前に教育委員会のこの会議等でお諮りして、御承認をいただくこととなっております。このうち公民館運営審議会につきましては廃止となりますので、その分を削除いたしまして、条例改正を行うものでございます。

右上のほうに議題③と書きました資料を御覧ください。

佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正に関わるものでございます。同じく、公民館のコミュニティセンター化に伴うものでございます。

こちら新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。10ページをお開きください。

まず、組織の改編でございます。社会教育課のほうに、これまで公民館管理係がございましたけれども、公民館管理係を削除いたします。さらに、事務分掌においても、公民館管理に関する業務のほうを削除いたします。

一つ目、公民館運営審議会に関すること、11ページを御覧ください。

地区公民館及び中央公民館の庶務業務に関すること、社会教育施設の整備・廃止及び維持管理に関すること、公民館に係る会計年度任用職員の公募に関すること、課内庶務に関することにつきましては、削除いたします。

ちなみに、4番以外は、市民生活部のほうに所管いたしますけれども、課内の庶務に関しては、指導係のほうで担当するものでございます。

12ページをお開きください。

こちら公民館長、公民館という名称を、コミュニティセンターに変更いたします。

さらに、各地区公民館を社会教育課長が指揮指導するというふうになっておりましたものを、コミュニティ・協働推進室課長と、常に緊密な連絡を図るということに訂正をしております。

次に、議題の④につきましては、後ほど社会教育課長より説明をさせたいと思えます。

ちょっと飛びますけれども、右上のほうに、議題の⑤とある資料を御覧ください。

公民館の設置及び管理に関する条例等規則を廃止する規則等の制定の件でございます。公民館のコミュニティセンター化に伴うものとして、条例規則を廃止いたします。

右上のほうに、議題⑥と書いた資料、さらに、この議題の⑥、⑦、⑧については、改正内容が同一のものになりますので、併せて説明をしたいと思えます。

吉井地区及び世知原地区体育施設の条例施行規則の改正でございます。さらに、江迎地区体育施設の条例規則、それから、宇久地区体育施設の条例施行規則の改正でございます。いずれも、議題の⑥の、23ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは吉井、世知原、さらに江迎地区、同じなんですけれども、申請書の書類が条例上規定されておまして、そこが、今まで館長という名称になっておりましたけれども、センター長に修正するものでございます。

お手元のほうに置いております、当日配付の資料を御覧いただけますでしょうか。本日配付しました資料のうち、恐らく下のほうに挟めております、右上のほうに、差し替え議題の⑥、差し替え議題の⑦、差し替え議題の⑧というふうに記載しております資料のほうを御覧いただけますでしょうか。

コミュニティセンター化に伴いまして、申請書の書類の様式を変更するものでございます。改正内容につきましては、⑥、⑦、⑧、同内容になりますので、⑥を使いまして説明をしたいと思えます。こちら新旧対照表のほうで説明をしたいと思えます。8ページを御覧ください。

左側が改正前、右側が改正後の申請書類でございます。先ほど説明しました、左側、館長という名称がありますので、それは削除させていただきます。決裁欄のほうは設けないという書式の変更をしております。

さらに、主な使用者ということで、市内一般、市内高校生か、市外一般、市外高校生かとの記載をしていただくようにしていただき、場内警備の方法について記載をしているものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

9ページも、これまで一番上のほうに、館長を最終決裁者とした決裁欄を設けておりましたけれども、この決裁欄を削除しておるものでございます。

10ページを御覧ください。

10ページにつきましても、使用申請書につきまして、一番上の欄に決裁欄を設けておりますけれども、こちら削除をしているものでございます。

11ページを御覧ください。

こちら、減免申請書になりますけれども、決裁欄のほうを削除しております。

12ページを御覧ください。

使用料還付願でございますけれども、こちらのほうも決裁欄のほうを削除しているものでございます。

江迎地区体育施設、宇久地区の体育施設についても同様の改正をしております。

続きまして、事前配付資料のほうにお戻りいただけますでしょうか。

事前配付資料の右上のほう、議題の⑩と書いておるものでございます。佐世保市立図書館規則の一部改正に伴うものでございます。こちらコミュニティセンターに伴うもの、それともう1点、図書館の臨時休館に関する規定について所定の変更を行うものでございます。

こちら新旧対照表で御説明したいと思っております。50ページをお開き願います。

まず、1点目の改正が、公民館図書室と書いていたものを、コミュニティセンター図書室に修正をいたします。

さらに、佐世保地域広域市町村圏を西九州させぼ広域都市圏と、名称が変わっておりますので、修正をさせていただきます。

さらに、第4条でございますけれども、一昨年まで、公民館を臨時に休館する場合、休館日を変更する場合、もしくは休館しないということにつきましては、事前に公示することになっておりました。こちらのほうが、実は、コロナ等の対策をするときに、臨時休館を、昨年度行ったんですけれども、公示をするいとまがない、感染拡大が急速に広がっておりましたので、すぐに公民館を閉めて、密を防がなくてはいけないという状況等がございました。そこで、この条文について検討を行ったものでございます。他施設等の取扱い等を参考にしながら、こちらの訂正につきましても、公示をせずに、今後は、ほかの施設もそうですけれども、ホームページ等でお知らせをすることによって休館をしたいというふうに考えているものでございます。それに伴う改正です。

議題⑩に続きまして、それでは、議題の④について、社会教育課長のほうからお願い

いたします。

【杉本社会教育課長】

それでは、議題④をお開きください。資料13ページになります。

令和3年4月1日から、公立公民館がコミュニティセンターに移行することによりまして、各地区のコミュニティセンター職員等に社会教育推進員としての委嘱を行うために、規則の一部を改正するものです。

もともとの社会教育指導員設置規則は、社会教育の振興を図るために、教育委員会内に社会教育指導員を置こうとしていたものです。この社会教育指導員は、昭和46年の社会教育審議会の答申を受けまして、翌年、昭和47年に文部省が市町村に社会教育指導員設置を促進する目的で、社会教育指導員を設置、補助事業を開始したことがきっかけになったものです。

社会教育指導員は、社会教育指導者の一人としての補助制度はできましたが、その職務についての規定は、社会教育法には規定がありませんで、自治体によって設置の有無、名称等も様々というものです。

今回、コミュニティセンター化の移行の議論の中で、職員及び施設について、指導部局へ移管されることで、教育委員会との関係が希薄化するという懸念から、社会教育の担保が図れるのかというのが議論の中心となりました。そこで、社会教育委員の会議、それから、公民館運営審議会からの答申を受けまして、教育委員会としましても、現在各地区公民館職員の一部に委嘱しています社会教育指導員を社会教育推進員と形を変え、センター職員等が引き続き社会教育活動に携わる環境を整える方向で、改正案を持ってきております。

15ページをお開きください。

新旧対照表になりますが、内容としましては、社会教育の振興を図るためのところで、設置目的は変わりません。

それから、社会教育の特定分野についての直接指導による学習相談に応じるという役割を、今回固めて、明記するものでありまして、指導員というところを、全て推進員に置き換える形です。

それから、設置規則の中から任期、勤務時間に関する内容を削除しまして、勤務場所に、新たに各地区コミュニティセンターを追加しているものでございます。

以上でございます。

【松尾総務課長】

大変申し訳ございません、1点説明が漏れておりました。事前に配付しております資料の、右上のほうに、議題⑨と書いた資料でございます。こちらコミュニティセンター化に伴いまして改定するものでございます。

佐世保市スポーツ推進委員規則の一部改正の件でございます。47ページをお開きください。

こちら、スポーツ推進員規則のほうに公民館という名称がございました。こちらの公民館という名称を削除いたしまして、コミュニティセンター等体育施設等につきましては、その他行政機関の行うスポーツの行事ということで、その中に含めたいと考えているものでございます。

コミュニティセンター化、および幼稚園の廃止に伴う説明は以上でございます。

【西本教育長】

続いて、学校教育課長。

【松田教育次長兼学校教育課長】

それでは、事前配付資料の51ページになります、議題⑪、佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件について説明いたします。

これは、天神幼稚園の廃園等の佐世保市立幼稚園条例の改正に伴いまして、施行規則の一部改正を致すものです。あわせて園の実情の変化に鑑みまして、入園許可願の書式を改めたいと思っております。

新旧対照表の55ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、本規則の第1条、目的は、第7条を第6条に変更し、第6条の規定に基づきと改めたいと思っております。法規則の根拠は、条例第6条、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が定めるとあることに基づくんですが、これが7条となっておりますので、6条に改めます。

二つ目に、法規則の第2条の園児定員数の表から天神幼稚園を削除いたします。

三つ目に、第1号様式の入園許可願に、以前は連絡者の欄というものがございました。これを削除いたします。理由といたしましては、以前公立幼稚園が多くあったときには、学校と併設してある幼稚園もあり、兄弟姉妹の連絡児童者を記入するようになっていたんですが、現在は市営となり、その白南風幼稚園においても、兄弟姉妹が現在白南風小学校には数少なく、ここにいないということと、ほとんどの保護者が送迎を直接しております、連絡については直接やり取りができるということで、連絡者欄を必要としなくなった関係であります。

以上でございます。

【西本教育長】

では、お願いします。スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

スポーツ振興課です。

3) 佐世保市体育協会の名称に関する規則改正の件について御説明いたします。

議題の⑫、佐世保市体育文化館条例施行規則の一部改正の件と、議題⑬、佐世保市総合グラウンド条例施行規則の一部改正の件については、改正理由が同じであることから、

併せて説明をさせていただきます。

58ページ、改正の理由ですが、令和3年4月1日付で、公益財団法人佐世保市体育協会が、その名称を公益財団法人佐世保市スポーツ協会へ変更することに伴い、体育文化館条例施行規則と佐世保市総合グラウンド条例施行規則の中にうたっている佐世保市体育協会の文言を、公益財団法人佐世保市スポーツ協会に改めるものです。

61ページをお開きください。

体育協会が、理事会及び評議委員会に提出された議案のうち、名称変更趣意書を参考として添付しております。

名称変更に至った経緯ですが、中段の下、このような状況の中とありますけど、その次です。上部組織である日本体育協会が、平成30年に日本スポーツ協会へ、長崎県体育協会が、令和2年4月に長崎県スポーツ協会へ名称を変更されており、佐世保市体育協会とされても、加盟競技団体の意向も確認しながら、時代の変化やスポーツをめぐる動向に鑑み、佐世保市スポーツ協会へ名称を変更されるものです。

なお、1月24日に理事会、2月5日に評議委員会をそれぞれ開催され、名称変更に伴う定款改正の承認を得ておられます。

改正内容につきましては、60ページと64ページに、それぞれ新旧対照表を載せておりますので、御確認をいただければと思います。

以上でございます。

【西本教育長】

一応ここまででちょっと区切りましょうかね。

今、三つの規則等の改正について説明がありましたけど、まず、1項目めの公民館のコミュニティセンター化に関する規則等の改正ということで、名称等、あるいは今後の使用とか、届出とか、それぞれありますけれども、委員の皆さん、何か御異議、御指摘はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【中島教育長職務代理者】

今回文言の整理というか、事務的な、機械的に処理する内容ですけど、これは本題とはちょっと外れるかもしれませんが、以前から、実務的に4月1日から稼働する中で、なかなか環境が、特に市民の皆様方の認識とか、感覚的なものがどうなのかというのがあったんですけども、今回こういった追加のパンフレットを頂いたりとか、去年の終わりぐらいから、いろんな意味で、佐世保市から積極的にいろんな発信をされているということは非常にありがたいなと思いましたが、やっぱり不安だとおっしゃる方は、こういった事務的なことは別にして、実際自分たちの、いわゆる財産ですよ、既得権が保障されるのかというようなことで、どう変わっていくのかというようなことが、非常に不安を持っていらっしゃる意見が多かったので、こういった形で、そういった見えないところをはっきり見える形で、簡潔にお知らせいただく、いろんな手だてを使ってお知らせいただくというのは非常にありがたいし、今後も、4月以降、実際に運用して

いく中でいろんな課題が出てくると思うんですけれども、それについてもどンドンどンドン、特にタイムリーに、柔軟に、それぞれの地域によって環境は違うと思うんですよ、スケールも違うと思いますので、喜んでいただく分もありますので、そこはそれぞれ、教育委員会がかんでいるわけですので、そこはもう、あまり急がないようにして、遠回りをしながらでも、確実に進んでいただければなということで、本当にありがとうございました。

【西本教育長】

萩原委員。

【萩原委員】

私も、これ、町内の回覧板に入っておりました。コピーだったのか、ちょっと写りが悪かったんですけど、こういう非常に斬新的な、市役所としては、ちょっと新しい形じゃないかなと思って、なかなかいいなと思って見せていただきました。

これと一つ、学校の協働委員会のチラシも一緒に入ってきたんですけど、あれもコピーで、ちょっと写りが悪い。コピーだったんでしょうかね、町内でコピーしたのかどうか、よく分かりませんが。全家庭に回る回覧板と一緒に入ってきました。学校が変わる、地域協働、この前言っていたコミュニティースクール、その説明と一緒に回覧板に入ってきましたので、一生懸命読ませていただきました。ありがとうございました。

【西本教育長】

まだ分かりにくいという人もたくさんいらして、こういった啓発活動とかを通じて、どういふふうに変わっていくのかについては、また周知徹底を図っていかなければいけないのかなと思いますし、教育委員会の所管を離れますけれども、社会教育の分野については、きちんと担保していく、あるいは関わっていくということで、指導係は残しておりますので、そういったところを通じて、各地区公民館のコミュニティセンター化になったとしても、生涯学習等についての関わりは続けていくということでございました。

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

次です。2番目の天神幼稚園の廃園に関する規則改正ということでございますが、これにつきまして、御質疑等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

次、3番目の佐世保市体育協会の名称に関する規則改正でございます。これについて、御質疑ありませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、4のその他個別の規則の制定・改正ということでございますので、事務局から御説明をお願いいたします。文化財課長補佐。

【小嶋文化財課長補佐】

文化財課課長補佐、小嶋です。

では、議題の4番目、その他個別の規則の制定・改正につきまして、まず、⑭佐世保市文化財展示施設条例施行規則の制定の件につきまして、文化財課より御説明いたします。

お手元の資料の65ページ、右上に記載しております、議題⑭に沿って御説明いたします。

提案理由といたしまして、現在文化財課が運営しております文化財展示施設といたしまして、三河内本町にありますうつわ歴史館、世知原町にございます世知原炭鉱資料館、宇久町の宇久島資料館、小佐々郷土館、そして、4月に開館する福井洞窟ミュージアムの五つがございます。

これまでは、各施設の運営に必要な事項につきましては、施設ごとに条例、規則を制定し、運営を行ってまいりましたが、今回福井洞窟ミュージアムが、本年4月に開館することを契機といたしまして、条例案の集約化を図ることといたしました。

その手始めといたしまして、施設の位置などを定めました佐世保市文化財展示施設条例を新たに制定することとし、11月の定例教育委員会で御審議いただいた後、12月議会での議決を経て、4月1日より施行することとしております。

この条例におきまして、条例の施行に関する必要な事項につきましては、教育委員会が別に定めることとしておりますことから、必要な事項につきましては、規則で定めることとし、条例と同様に、規則の集約化を図り、新たに佐世保市文化財展示施設条例施行規則を制定するために御審議いただくものでございます。

規則の内容につきましては、お手元の資料、68ページのA3横の比較表を御覧いただければと思います。

比較表は、68ページから70ページになっておりまして、構成といたしまして、左から世知原、小佐々の各資料館の現在の施行規則を記載しており、また、一番右端が、

1 1月の定例教育委員会で御審議いただきました新条例となっております。

今回の規則につきましては、表の右から2番目が、今回新たに施行する規則となりますが、規則の主な内容につきましては、施設の開館時間、それから、休館日、備品の使用等、管理に必要な事項につきまして定めることとしております。

中でも、第4条から第7条にかけて、備品の使用に関して定めておりますが、これは、新たにオープンする福井洞窟ミュージアムにおいて、福井洞窟ミュージアムと福井洞窟の現地をつなぐことを目的といたしまして、電動アシスト付自転車をレンタサイクルとして整備することに伴いまして定めるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【西本教育長】

ただいま⑭、文化財展示施設条例施行規則の制定の件ということで説明をいただきましたけれども、委員の皆さん方、何か御質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次の議題に行きます。⑮と⑯は併せて御説明をお願いいたします。学校教育課長。

【松田教育次長兼学校教育課長】

配付資料の71ページを御覧ください。

議題の⑮、佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正の件についての提案でございます。

教育委員会で定めていただいております校務規則によりまして、指導要録の書式が定められています。令和3年度から、中学校及び義務教育学校後期課程において、改定された新しい学習指導要領に基づきまして、教育課程が一部変更されますことから、指導要録の書式を変更するというものです。

また、教育課程の特例として、学校独自の教科等を設ける場合に対応するために、第4条にただし書を加えるとともに、第5条の一部変更を行うものです。

新旧対照表をもって御説明いたしますので、資料の83ページを御覧ください。

まず、第4条、条文中に、ただし、下線の部分です。学校独自の教科等に係るものについては、佐世保市教育委員会（以下「市教育委員会」と言う。）と協議の上、別に定める、を加えております。これは、学習指導要領によらない、各学校や各地域の特色を生かした特別の教育課程を編成する学校を教育課程特例校と呼んでおりますが、この特例校につきましては、後ほどいたしますが、平成28年度からも学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を実施している学校については、設置者の判断によって、各教科、

道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時間数を減じて、その減じる時数を当該教科等の減じた時数に係る内容に変えることができる、こういった小中一貫教科などの授業時数に充てることができるというふうになりました。このことを受けまして、学校独自の教科等の指導要録に関して、別の定めをするものとして追加をしております。

第5条中の、佐世保市教育委員会（以下、「市委員会」と言う。）を、これは第4条に出ておりますので、それに伴って、市教育委員会と改めております。

続きまして、84ページを御覧いただきたいと思っております。

少し見にくくて、大変申し訳ございません。表題の中学校及び義務教育学校後期課程生徒指導要録、学籍に関する記録というふうに変更しております。

85ページ、6ページにつきましては、表題を、中学校及び義務教育学校の後期課程1～3年、指導に関する記録とするとともに、評価の観点を、これまでの知識・理解、技能・思考判断・表現、関心・意欲、態度の4観点から、知識・技能、思考判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の3観点へと変更しております。さらに、これまで学年ごとに指導の記録を1枚作成する様式だったものを、1枚表裏での様式としております。

次に、87ページを御覧ください。

これは、特別支援学級の生徒に関するものです。表題を、中学校及び義務教育学校の後期課程特別支援学級の生徒、視、聴、肢等で、知的な遅れを伴わない場合、指導に関する記録、表裏と変更するとともに、評価の観点を、前述のように3観点に変えております。

89ページ、90ページにつきましては、特別支援学級の生徒、知的、その他の種別で知的な遅れを伴う場合、先ほどと同様に、指導に関する記録、表裏と変更するとともに、評価の観点を3観点としております。

なお、この変更書式につきましては、県教委が提示したものと同一ものとなっております。

以上でございます。

続きまして、管理規則の一部改正についてでございます。議題⑯になります。92ページを御覧ください。

提案理由に示しておりますように、2点ございます。一つ目は、令和3年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正に伴い、令和3年におけるスポーツの日が、10月11日月曜日から7月23日金曜日と移動されました。このことに伴いまして、10月11日月曜日は課業日、休みでなくなりますと、本規則第2条により、前期の終了期が10月の第2月曜日、つまり10月11日となります。どうなりますかという、翌日12日が、直ちに後期開始と、秋季休業日が確保できないような形になります。このことは、児童生徒にとって学期の区切りを意識し、前期の課題を踏まえ、後期の新たな学習活動に向けて意欲を高める上で望ましくないとの考えから、校則の第3条1項(3)令和3年の秋季休業日を、令和3年10月9日から令和3年10月11日までというふうに変更したいと考えております。

二つ目は、平成27年学校教育法施行規則の一部改正に伴い、道徳を特別の教科である道徳とする必要があることに関する改正です。

95ページの新旧対照表を御覧ください。

第5条第3項の、道徳に、特別の教科である、改正後の3の下線のところを見ていただきたいんですが、特別の教科であると付け加えております。

次に、96ページを御覧ください。

特別の教科である道徳において、検定教科書が使用されることとなり、道徳教材として使用する副読本の届出が不要となります。したがって、別表第2、届出を要する教材の欄から、1、道徳の教材として使用する副読本、これを削除しております。

以上です。説明を終わります。

【西本教育長】

ありがとうございます。それでは、まず、⑮の市立小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正の件について、委員の皆さんから御質疑ございませんでしょうか。はい、どうぞ、内海委員。

【内海委員】

87ページの表がありますよね、これって、実際の紙の大きさは、大体どのくらいですか。

【松田教育次長兼学校教育課長】

実際はですね、この紙がA4、1枚分ございます。実際は、この縦の大きさが、ちょうどこの大きさになります。

【内海委員】

結構小さいですね。書くことが多いですね。小さいですね。皆さん、若くて目がいいから。

【松田教育次長兼学校教育課長】

すみません、分かりづらくて申し訳ないです。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

84ページの、この変わったところがよく分からなかったんですが。

【松田教育次長兼学校教育課長】

改正後のところの生徒指導要録と書いた、その下に、学籍に関する記録という文言がついています。

【西本教育長】

そこが変わったんですか。

【松田教育次長兼学校教育課長】

はい、すみません。

【西本教育長】

それは何かこう、入れないといけなくなっているんですか。

【松田教育次長兼学校教育課長】

文科省が基準を決めまして、その上に伴いまして、県教委が新たな様式について発出しています。それに沿って合わせております。

【西本教育長】

ほかにございませんか。よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、議題の⑯です。市立小・中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正の件ということでございます。これにつきまして、委員のほうから何か御指摘等ございませんでしょうか。

【内海委員】

また、質問ですみません。95ページの道徳が、特別の教科である道徳と、どういうふうに違うのか。

【松田教育次長兼学校教育課長】

これまで道徳は、例えば、国語ですとか、算数ですとかの教科という取扱いではありませんでした。道徳の特別活動というふうに、領域の範囲でありました。改定によりまして、これを教科化するということになりました。しかしながら、他教科のように、点数をつける、評価をするというのはふさわしくない、望ましくないということで、若干一線を画して、特別な教科である道徳というふうになります。

【内海委員】

ありがとうございました。

【西本教育長】

私から、この出勤簿等の第3条にて、休業日、これは、もう令和3年度限りの条文になるんですか。

【松田教育次長兼学校教育課長】

本来は、オリンピックが終わっていて、もう元に戻っているところだったんですが、延びましたので、おっしゃるとおり、今年限りでございます。令和4年度からは、新しい3学期制にすると申しますか。

【西本教育長】

また再び改正があるということ。

【松田教育次長兼学校教育課長】

はい、また再び改正をいたします。

【西本教育長】

よろしいですか。これ、また後で説明の関連もあるかもしれませんね。学年はじめ休業日というところとか。いいいです、後で。

ほかに、よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

では、次の議題に参りたいと思います。

協議事項でございますが、①佐世保市立小・中学校及び義務教育学校における新しい3学期制の在り方についてということで、当日配付資料に沿って説明をしていただきたいと思います。説明をお願いいたします。学校教育課長。

【松田教育次長兼学校教育課長】

当日配付資料の1ページを御覧ください。

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校における新しい3学期制の在り方について、その運用方針につきましての御協議をお願いするものです。

まず、経緯を御説明いたしますと、昨年1月の佐世保市定例教育委員会におきまして、令和5年度から本市立小・中学校及び義務教育学校の学期制を3学期制に改める方針を決定していただきました。それを受け、導入のための準備委員会、佐世保市学校学期制

検討委員会を組織し、約1年にわたりまして検討委員会を3回、作業部会を4回実施いたしました。学校関係者や保護者等の意見を十分に聴取しながら検討を重ね、去る2月16日に佐世保市教育委員会への提案書が提出されました。その提案書に基づきまして、新たな3学期制の円滑な導入に向けて運用方針案を、お手元のように作成いたしました。

本日は、まず、学期制検討委員会から頂きました提案書及び本運用方針案を説明させていただき、御協議をいただきたいと思っております。そして、次回3月の前期教育委員会におきまして御決議をいただきたいと考えております。

では、提案書について説明いたします。資料の5ページが提案書になります。

6ページが目次でございます。

7ページを御覧ください。

新しい学期導入の経緯と、2学期制の成果と課題を明記してございます。

まず、成果ですが、佐世保市の学校2学期制は、長期的なスパンで学期制を編成し、年間授業時数を増加させるとともに、柔軟な教育活動を編成することにより、児童生徒と向き合う時間を確保できた。長期休業前の教育相談を充実させながら、長期休業中の学習機会を生み出すことができました。100日でちょうど学期が区切れますので、無理のない、より確かな教育活動を実現することができました。このようなことから、具体的に期待した取組を一定実現することが可能となり、最終的な目標として掲げた柱の一つである、豊かな心の育成につきましては、所期の目標を達成したという見解でございます。

また、一方課題といたしましては、確かな学力の育成については、まだ課題の残る現状となっていること。また、市内小・中学校及び義務教育学校の児童生徒が通わせておられる保護者様の意見におきましても、学校3学期制を望む声が、現行の2学期制を望む声よりも大きいものがございました。このことは、1年を三つの学期に区切り、短い評価スパンで通知表により保護者に評価情報を伝えるという機能や、長期休業によって学期が区切られ、また長期休業の前に保護者に通知表が手渡されるという我が国の四季や風土、そして、長い年月の間で形づくられてきた3学期制という文化が、本来有している機能の高さを、改めて実感することとなりました。

このようなことは、いずれも令和元年度に佐世保市教育委員会が定めた方針から抜粋したものをまとめてございます。

次に、8ページの2では、これまでの学校学期制検討委員会の開催日、内容等、実務的なことをお示しした記録となっております。

10ページを御覧ください。

ここから具体的な提案になります。三つの提案がなされております。

まず、目指す子供の姿として、佐世保市教育振興基本計画第3期、教育行政の施策1、学校教育の充実の目的として設定している姿を明記されております。

次に、(2)の基本的な考え方についてですが、新しい3学期制を構築するに当たって、方針にのっとり、四角囲みにあるような三つの柱を設定いたしました。

2学期制の課題といたしましても、学力向上が挙がっておりましたが、子供に学力を

つけることは重要な責務といたしまして、学びの保障を第一義として、あえて明記してございます。

一つ目の、新たな学期区分の構築については、2学期制の成果、つまり学びの連続性の向上、学校行事の精選、子供と向き合う時間の確保、これらを生かし、また、3学期制の有する長所、長期休業前に通知表が手渡されるという文化や我が国の四季や風土に適しているという考え方、これらを損なわない学期制の在り方を、長期休業期間の見直しも含め、柔軟に、弾力的な方法を研究、実践するということといたしました。

二つ目に、保護者との強固な連携による確かな信頼関係の構築とは、方針に明記された様々な変化に対応した3学期制となるよう配慮する。その際に、保護者等の理解促進に努めるとあることを受けております。学校は、児童生徒の評価情報の厳選、精選に努め、丁寧な提供に努めること。そして、保護者の皆様におかれても、学校からの評価情報を家庭教育においても効果的に活用するよう努めていただくこと、こういった考え方を、この二つの柱に盛り込んであります。

三つ目の柱が、学校関係者の負担過重に配慮した働き方改革の推進です。方針に示されておりますとおり、2学期制のよさを生かすとともに、教育の情報化や空調施設設備の充実、長期休業中に授業実施が可能となることなどをはじめ、社会の変化に対応した3学期制となるよう配慮する上では、様々な変化に対応する過程において、学校関係者に本来あるべき児童生徒との関わりに影響が生じるほどの負担過重が課せられないよう配慮が必要であるということ。さらに申し上げますと、教育の情報化や教育課程の適切な編成や工夫など、様々な方法により働き方改革を推進し、教職員の心と体の健康を維持増進することは、児童生徒にゆとりを持って向き合う時間の確保から、適切な指導支援につながるものとする考え方を基本としております。

提案内容につきまして、具体的に御説明いたします。12ページを御覧ください。

提案1、新たな学期区分の構築につきましては、1学期を4月1日から8月28日、2学期を8月29日から12月31日、3学期を1月1日から3月31日とされております。

特徴といたしましては、授業日の欄を見ていただきたいのですが、4月7日を始業式としていることです。これは、新年度の準備期間を十分に確保することで、新年度のスタートという重要な時期に、子供の受入れ体制を万全にし、子供たちへしっかりと向き合えることを目的としています。

過去にも、新学年を迎える子供にとって重要なスタートの準備に3日間しかないということがございました。1日でも長く準備日数を確保するために、4日以上は確保したい、その考え方から、4月7日始業式となったものでございます。

また、夏季休業日を7月24日から8月28日までとし、授業日を計5日間増やしております。これは、日課の工夫により、授業時間数を短縮することで、例えば、長期休業前に教職員が確かな評価活動に取り組むことができるよう執務時間を確保したい、または、2学期のスタートを4時間スタート、5時間スタートというように、緩やかにスタートさせることで、児童生徒の負担を減らすことができるとの考え方から、このよう

な提案になっております。

続いて、提案2、適切な評価の実施です。評価の在り方については、確かな学力の育成に向け、学期ごとに通知表を作成することにより、保護者との短期間をスパンとした評価情報の共有に努めること。通知表の所見欄については、適切な時期に、必要に応じて保護者面談を行うとともに、教科・領域の特質、授業時数を踏まえ、年間3回の評価の中で計画的に設定、記入をする。こういう考え方の基本を示した上で、学校の創意工夫が生かされるよう、小学校、中学校1、2年、中学校3年生、それぞれにおいて、例示を挙げております。

各学校の裁量の幅を残すために、例えば、保護者面談につきましても、適切な時期に、必要に応じてという言葉を加えております。

所見の記述の在り方につきましても同様に、例えば、小学校の1学期、総合所見はなくてもよいというような書き方をするなど、本来は学校の裁量であることを尊重しながら、一定の指針を示してございます。

それぞれ米印の一つ目に、長期休業等、適切な時期に必要なに応じて保護者面談を行うというのを付け加えていて、いずれも学校の実態に即して、学校それぞれで取り組んでいただきたいというスタンスが込められております。

次に、広報活動についてです。13ページを御覧ください。

丁寧な周知を図るということが、方針の中にも盛り込まれておりました。これを受けまして、やはり子供たちや先生方、保護者によく理解していただく、これが重要であるということから、リーフレットを作成いたします。

児童生徒、学校関係者とされているのは、学習の主体者である児童生徒自身にしっかりと理解する指導に努めることという意味合いが込められております。

最後に、提案の3、学力向上に資する教育課程の工夫です。まず、教育課程の適切な編成では、児童生徒の確かな学びの実現を目指し、教職員が子供に向き合う時間を確保するために、児童生徒や保護者の意向に十分配慮しつつ取り組むこととし、それぞれの内容に意図、狙いを明記した学校創意工夫のヒントとなるような具体例を表として挙げております。

例えば、学校行事については、それぞれの行事について、その目的や意義、最適な時期、効果的な内容等について検討するものとし、例となる行事を挙げております。念のために申し上げますと、目的や時期、内容について考えるということであり、なくすとかいうことが前提ということではございません。

次に、テストの在り方の見直しです。これは中学校が主になりますが、ここでは、定期テストについて、目的と効果及び評価スパン等を考慮し、回数、時期などを検討するとしております。例えば、定期テストなどは、ほとんどの学校が前期に2回、後期に2回ほど実施されており、既定路線といえますか、するのが当然という形になっております。しかし、このテストの目的とか教科スパン等をもう一度洗い直し、見詰め直しますと、例えば、単元テストを効果的に活用するなどとして、定期テストの在り方を見直すということもできるのではないかと。従来の在り方をもう一度目的と効果に照らして見直

してはどうかという提案でございます。

次に、長期休業中の有効活用です。学びの連続性の担保や、長期休業中に実施することが効果的な行事などの在り方について検討するとした上で、柔軟に発想していただくために、具体例として、旅行・集団宿泊的行事や、職場体験学習、体験学習等が、長期休業中にできませんかという提案。また、長期休業期間中に授業日を設定することもできますので、それも考慮に入れてはどうかという提案。また、登校日の設定として、8月9日を課業日とし、授業日数に入れたり、8月21日の登校日をなくしてもいいのではないですかという提案をさせていただいております。

次に、土曜授業です。土曜授業は、土曜日における教育環境の充実を図り、児童生徒に豊かな教育環境を提供することにより、その成長を支えることを目的とした土曜授業の設定について検討するというふうに、土曜授業の本来の目的を明記されております。具体例をここに挙げまして、土曜日の実施について柔軟に検討してはどうかという提案をいただいております。

最後に、日課の工夫ですが、先ほど申し上げましたとおり、長期休業日前後において、4時間授業ですとか、5時間授業等を実施し、子供の長期休業後のスタートを緩やかにするとともに、教職員の勤務時間の適正化を図るという提案をいただいております。教職員が、勤務時間の適正化が図られ、勤務時間内に教科活動等の時間に当たることができれば、それはすなわち子供たちへの確かな評価というふうに還元されることではないかということが基本的な考え方として示されております。

次に、二つ目の教育の情報化についてです。14ページを御覧ください。

スマート・スクール・SASEBO構想の実現により、夢が広がる可能性について、児童生徒、教職員、それぞれの立場から取り組めること、実現できることについて、その考え方と具体例を示していただきました。

児童生徒については、一人一人にとって個別最適な学びの実現と、年間を通して子供の学びを止めないためにICT機器の利活用に努めるとし、推奨例として、長期休業中において、今まで行っていた質問教室等もオンラインで実施することにより、児童生徒の学びの進捗状況の確認をすることや、オンライン面談も可能となることから、児童生徒の長期休業時の実態把握など、細やかな対応を行うことができるのではないかと御提案をいただいております。

教職員については、子供と向き合う時間の確保に向けた教職員の働き方改革を実効的なものとするために、ICT機器の利活用に努めるとされており、遠隔システムを利用したオンライン会議を行うことで、移動時間の削減と場所の制約から解放されることや、校務支援システムによる事務処理の効率化を図ることにより、子供と向き合う時間の確保が図られるものという提案をいただいております。

最後に、15ページを御覧ください。

6、新たな3学期制の在り方のイメージとしまして、新しい3学期制の全体像がイメージしやすいように、これまで説明してきました内容を1枚にまとめたものを付け加えていただいております。

丸印は、それぞれの学期でどのような視点で児童生徒を育てていくのか、学習面、生活面の両面で、各学期の指針を書かれております。

そして、提案1から3のどの部分がどのように生かされるかを関連させて書かれてあります。例えば、各長期休業時には、提案3にあった教育の情報化の視点を生かして、家庭では端末でオンライン教材を活用した学習を進め、という文言が含まれ、新しい可能性についても示してございます。

以上で、提案書の説明を終わります。

引き続き、運用方針まで説明させていただいてもよろしいでしょうか。

【西本教育長】

はい、お願いします。

【松田教育次長兼学校教育課長】

それでは、1ページにお戻りください。

まず、はじめにで、先ほど申し述べました経緯を述べ、運用方針の基本的な考え方、それから、教育委員会で定めていただきます学期区分、それから、このような学期区分にした狙いを、2ページの一番上のほうになります。明記させていただいております。

2ページの(3)学校の創意工夫が求められる取組としまして、先ほど申し上げましたような意図や、その具体例について吟味しております。

3ページは、②、これも学校の創意工夫が求められる取組の二つ目として、行事等学力向上に資する教育課程の工夫といたしまして、先ほど説明いたしました提案書にある事例を載せております。

教育の情報化につきましても、提案書の意向を尊重した形として記してございます。

4ページを御覧ください。

提案書にはなかった部分として、留意事項を、ちょうど中頃のところに記載しておりますが、明記しております。これは、新しい3学期制を実施する効果を高めるために、空調環境整備や夏季休業期間が短縮されても、給食の供給に努めたり、スマート・スクール・SASEBO構想に伴う教育の情報化に係る環境整備などの条件整備に努める旨を留意事項として明記しております。

また、学校における準備期間を十分に取ることや、保護者や児童生徒、学校関係者、市民への周知徹底と理解促進に努めること、また、新しい3学期制の取組状況を検証することも記してございます。

以上が、運用方針の案となります。御協議をよろしくお願いいたします。

【西本教育長】

ただいま小・中学校及び義務教育学校における新しい3学期制の在り方ということで、2月に出された提案と、それに基づく運用方針が説明されましたが、それぞれの委員さんのほうから御質疑はありませんでしょうか。

今日は、説明と内容について御質疑いただいた後、3月の県議会の教育委員会で決定させていきたいと思っておりますので、自由に御意見を言っていただければと思います。はい、どうぞ、古賀委員さん。

【古賀委員】

3学期制で、1学期の総合所見はなくてもよいとなっているのは、なぜだったんでしょうか。

【松田教育次長兼学校教育課長】

説明が不十分で申し訳ございません。ここは、これまで2学期制のよさの一つとして、夏季休業期間中に、直接に保護者様と面談をして、その学期の子供たちの様子を、ただ書面を出すのではなくて、直接話して御説明ができた。その面談というのが、非常に効果が高かったという2学期制のよさを生かす、これも提言の中にございましたので、それを生かすために、面談で評価を伝えるという考え方に立っています。

【古賀委員】

ありがとうございます。ということは、必要に応じて面談をするか、しないかは決まるので、面談のない方もいらっしゃるということですね。総合所見もない方もいらっしゃる。

【松田教育次長兼学校教育課長】

個々の学校の裁量に任せたいと、創意工夫を見たいというのがありますが、ただ、面談もしない、通知表にそれをしないということは、恐らくないのではないかなと思います。やはり基本的な考え方として、短期間をスパンとした保護者との教科情報の共有など。

【陣内学校教育部長】

ちょっと整理させていただきますが、昨年のちょうどこの時期に、令和4年度から佐世保市は3学期制に戻しましょうという御決議をいただきました。そのときに、いろんな立場の人たちと検討して、拙速じゃなくて、本当にいいものをつくらなければいけない、そういった会もつくって検討してねということを伝えていただきました。それを1年間続けてきて、今回、この提案書にあるような提案をいただいた状況です。

こういった提案を、専門の方々からいただきましたという御報告を、今日差し上げて、本来でしたら、その提案を受けて、皆様にこうするのがいいんじゃないか、ああするのがいいんじゃないというお言葉をいただいて、教育委員会の方針を御提案するところがございますが、時間の問題とか、作業の手順のこともありまして、勝手ながら、私どもが教育委員の皆様のお気持ちになったつもりで、こういった提案書のひな形、たたき台を、今提案させていただいておりますので、これで通したいというものではございませ

ん。皆様のほうで、もっとここは変えた方がいいんじゃないとか、ここは所見も、面談も両方すべきじゃないとか、そういった御意見をいただきながら、事務局のほうで提案書をつくっていくというスタンスでございますので、そこはいろんな御意見を聞かせていただいて結構だと思っております。

【西本教育長】

はい、内海さん。

【内海委員】

よくまとまっていますね。まず、ああ、そうかと思いながら、去年いろいろ生みの苦しみというか、それを味わっていたので、ここまで来たんだなあということを、まず感じました。

それと、もちろん次回に御検討いただきたいというふうに思っているんですけど、二つあります。生徒の立場からして、何をしてあげたらいいのかというのを、ちょっと私、考えたんですね。実は、自分自身の、ここ10日間の体験の話なんですけど、朝会社に行って仕事をしていると、悶々としている自分と出会ったんですね。どうも朝の時間の使い方、午後の使い方、夜の使い方というのがあって、意を決して、私は、会社の事務所の扉をぱっと閉めてしまって、40分読書する時間をつくったんです。そうすると、70になって、ぱっと開けまして、ああ、自分にこれだけの集中力があって、本を読めるのかと。本を読む速度が3倍ぐらいになりました。本の中身を整理するパワーが倍ぐらいになってきたことに気づいたんですね。そうすると、どうなるかという、もっと勉強したい、もっと本を読みたい、すごく自分の中に学習したいというのが、バーンと膨れ上がってきているんです。これ、子供に置き換えると、子供が本当に勉強したいと思ったら、ゲームをする、あの感覚で、子供たちが勉強に集中していったら、すごい学びというものがどんどん入ってくるんじゃないか。それがオンラインであったり、学校の先生の授業であったりすると、子供にそういうことを体験させて、楽しいというような、この3学期制の時間の使い方、土曜日の授業のこととか、いろいろ書いてあります。だから、本来のカリキュラムを消化するというじゃなくて、カリキュラム、授業の前の子供たちにそういう機会を与えられないかなということと、逆に、先生方は働く時間はどんどんどんどん短くしろと言われてるので、本当に質の高い授業をしないと早く帰れない。そのために、このオンラインというのは、非常に効果的じゃないかなという気がします。だから、入り口としてはこれでいいんですけど、実際、3学期にするために、最終的に学力向上というのがありますね。この学力向上のために、その手前で、本当に現場で作業して、考えて、工夫して、チャレンジするということがたくさんあると思うんですけど、その辺を目標に設定して、チャレンジされたらどうかなと思いますけど。

何を私がいいたいかという、集中力って70になっても、実はまだまだ衰えないんだということを自分で発見できたことで、子供たちだったら、もっとすごいパワーが出

てくるんじゃないかなということを感じたので、提案はすばらしいと思いますし、その提案の中身を、さらによくするために、何かヒントになればなと思って話をいたしました。以上です。

【西本教育長】

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

【古賀委員】

この中に、地域の方とかボランティアの手伝いとか、力を借りてというのは、ここでは関係ない感じなんですか。社会教育のほうですか。

【松田教育次長兼学校教育課長】

貴重な自治委員さんとか、学校の地域の人材だと思いますので、そのことの活用については、決して必要ないことではないと思っています。しかし、今回は学期の構築ですとか、評価のところですか、学校教師と、学校の教育課程のことについて書いておりますので、社会教育にも関連することにはなりますが、御意見としていただきたいと思っています。

【古賀委員】

この前も岩崎先生の、「ハナマル先生」の話とかがあったり、学習支援とか、そのような関連もあるのかと思ったので、すみません。

【西本教育長】

萩原委員さん、何かないですか。

【萩原委員】

急に読んだので、なかなかまとまらないんですけど、大きく変わったところといたら、計5日増しという授業時間が、5日ぐらい増しているというようなところと、行事をかなり弾力的に運用するようにできることと、評価について、結構それを大切にしないよと、2学期制のいいところを取ったというところが、大きく違ったんですか、今までの3学期制と。

【陣内学校教育部長】

今おっしゃっているところは、きれいに立てていただいたなと思います。今回、私も提案をいただいて、頭が凝り固まっていたなと思ったんですが、発想が固定していたなと思ったんですが、今まで4月6日始業式という頭が完璧にあって、それを触ろうという意識が全くありませんでした。ただ、学校にいたとき、担任をしていたときには、僕は、始業式の日には、全部の子供の名前を憶えておこうと思って覚えていたんですが、

やっぱり学校が3日しかなかったら、会議、会議、会議で、ほとんど覚えられない。それから、前の学年の様子を、前のときの先生に聞きたいんだけど、それさらままだらない。ここを1日ずらすだけで、全然違うんだらうなと思いました。

それから、実は、7月に短縮授業をしたり、日課を4時間、5時間にしていいますよというのは、今の職員規則の中にも入っているんです。ところが、できてないんです。なぜか。時数が確保できないからです。そういう制度があっても、やっぱり運用ができなかった。ここで、授業日数が5日間夏休みが短縮されて、そこで時間が生み出されると、生きてくるんだらうと思います。と同時に、子供たちが、この数年間、9月1日ものすごく胃が痛いんです。9月1日に学校に来てくれない子供たちが、連絡がつかない子供たちが、毎年相当な数、今出ています。いきなり9月1日を迎えない。8月の末から徐々に、半ドンの日が何日かあってというのも、これも大きいんじゃないかなと思います。そんなふうに、発想を変えていく。通知表も3学期制の一番いいところは何かという、僕は、夏休み前に通知表をもらって、かつ、そこに評語が入っていることだと思います。昔で言えば甲、乙、丙、丁、私たちのときで言えば、5、4、3、2、1、今は「よくできる」ですかね、「もうちょっと」とかいう言葉を使っているみたいですけど、それがあつた。どうだったの、算数。面談で、頑張っていると言われたよ。国語はどうだったの。面談でね、もうちょっと頑張れと言われたよじゃなくて、お母さん、「よくできる」だったよという評語ですかね、これが年に3回あるというのが大きい。かつ、その内側は、こうだから、この夏休みはこんなふうにしてみないかという指導性、サジェスションがあることが一番大事だと思っています。それが保護者アンケートにもいっぱい出てましたけれども、先生たちと面談ができるのはとってもいいと出ていました。その評語は生かす、そして、サジェスションは、面談はしっかりやっていく。これが佐世保の3学期制じゃないのかなと思います。

ですから、今回いただいた提案は、私は、いい提案をいただいているんだなと感じているところです。

【萩原委員】

日にちが変わるといのは、驚きましたね、9月1日始まりじゃないんだというのがですね。やっぱり発想の転換なんですね、その辺がですね。

それと、ICTを使って、子供の評価が一律にできる、今日長崎県の何か決まったのがあるんですか。そういうものをたくさん使って、評価って本当に大変だと思うので、その辺を上手にを使って、時間短縮して、その時間を子供たちと接する時間にするというか、そういうところがもっともっとできると、先生たちも本当に事務作業が大変だらうなと、書類がいっぱいあるので難しいねと思うので、その辺を少し減らすようなICTの機器の使い方というか、その辺のところをしていただくと、時間が少しでも生まれるんじゃないかなと思います。

【陣内学校教育部長】

ICT機能をどう使うかというのは、今回本当に、僕は大きな鍵になっていると思うんです。一つは、教師の面でいけば、校務をどれだけ軽減できるか。それから、子供たちの面でいけば、ICT機器によって、教育の情報化によって、学習の連続性が担保できるかと思います。

まず、前半の教職員の校務の軽減のところは、実は、今佐世保市に校務支援システムを入れているんですが、佐世保市の校務支援システムは、子供たちの様子をしっかりと見取りましょう、子供カルテという視点から来ています。ですから、子供が1年生に入学して、1年生のこんなときにこんなことがあったよ、2年生のときに児相に相談に行ったよとかいうのを、9年間ずっとカルテをつくってしまして、その中に、子供たちの名簿とかの機能があるものですから、それを派生させて、出席簿の記入とか、それを派生させて、学習要領指導要録をつくる機能というものに飛び火をさせていったシステムなんです。これも、実は県内では相当に早くて、よその市町にないときに、佐世保市に入っていたんですが、今全国的に、おっしゃっているように、校務も相当に軽減する、そっちを目的としたソフトの開発がスタートしました。実は、県内で、もう既に幾つかの市町で導入が始まっております。佐世保市も、早ければ令和4年か5年に、そのソフトを導入したいと思います。それを入れると、通知表の作成まで、このソフトの中でできていく。相当な軽減になるだろうと思います。

それともう一つ、子供たちの学習の連続性については、ものすごく大きいんじゃないかなあと思っているんですよ。今まで、夏休みの宿題が7月20日に出てくる。早い子は、7月20日とかに、さっと1週間ぐらいでしてしまっていて、9月1日に持って行って、9月1日に先生が丸つけてくれて返してくれる。こんな問題を解いたかなあというぐらい、時間が空いているんじゃないかと思います。これ、バツがついているが、何だったっけという世界だと思うんです。ICTが入れば、解いたときに丸がつくんですね。解いたときに、悩んでいるときに、こう解けば、解けるよというのが出てくるんです。これは、やっぱり大きいんじゃないかなと思います。例えばというお話なんですけど、ICTを使って、先生たちの働き方が軽減される。それから、子供たちの学びが連続する。これは、今思っている以上のことが、どんどんどんどんこれからできるようになると思いますので、ぜひ、今御意見の中で、内海さんからいただいたこととか、古賀委員さんからいただいた、地域の力を使って、教科等を工夫するとか、今いただいているような意見をずっと盛り込んで、再検討させていただきたいと思います。

【西本教育長】

よろしいですか。中島さん。

【中島教育長職務代理者】

よく練られて、すばらしいなあとと思います。こういったときにしかできませんけれども、もちろん私の個人的なものだと思うんですけど、今年1年間、このコロナで、学校が今までにない、初めての体験をしました。直接ができなくて、授業であったりとか、

行事ができなかったりとか、市主催のイベントができなくて、かなり子供たちにとっては、ものすごく、そういった体験活動であるとか、仲間づくり、直接的体験ができなかったんですけれども、基本的に、この3学期制にしようという狙いというのは、いわゆる教育活動を充実することとか、ものすごく本丸だと思うんですね。それを実践するために、今、新しい学期区分のために、いわゆる再編がなされて、精選がなされて、いろんなものが軽減されているというのがあるんですけれども、実際今やっていることの中で、絶対全て大事なことをやっているわけですよ。ただ、今、内海さんも言われたように、新しいものを何かやってみたい、新たにこれをやってみたいという引き出しを開けておくためには、あまりにも、今の現状でいけば、引き出しが結構いっぱいになっているような感じはあるかなと思うんですね。ですから、これはどうか分からないんですけれども、今年やらなかったけど、これは確かに大事なんだけど、いろんな早いスパンでこれから見て、今後こういったことが、コロナみたいなこともあるかもしれませんが、ずっとこれが、果たして今の形でやったほうがいいのか、もうちょっとやり方を変えたほうがいいのか、あるいは、これを機会に、これはやめましょうかというのも、全体的なボリュームを削ってやったほうが、逆に、少し余裕を持って、これとこれと盛りだくさんでいこうといくよりも、今回3学期制にしまして、これまでの、これはやめます、学校は絶対やめるとは言いませんから、これはやめましょうかということで、こちらのほうからどうでしょうかという提案をするのもいいかなと。いろんな全市的なイベントや行事がありますね。中学校で言えば、これは別の次元かもしれませんが、部活動の取扱い、各競技大会であったりとか、いろんなことは、まだまだ競技団体で差がありますので、それをこの際、もう少しこういうふうにやっていきましょうよということで、マイナスを取ってしまってから、それから、入れ替えるという考え方がいるから、みんなやっぱり、これもいいよ、これも切れないね、だけど、順序立てて、切っていくものはなくしていかないと、確かにいろんな道具を使って軽減されて効率的になるし、スムーズにできると思うんですけれども、ただ、その中に人間が変わるための、変わる時期のエネルギーというのは要するわけですから、実際の物理的なボリュームを、この際削除する不要なものもあつたらいいし、外から見て、逆に、古賀委員さんが言われた、通知表は、僕も一番、保護者のほうから声があって、7月に通知表をもらいたいから、3学期制というのがあったので、ここは結構大きなポイントかなと思うんですよ。だから、恐らく面談だけというのは難しいと思うんですよ。ですから、ペーパー（通知表）だけでやるのであれば、それなりのものを出さないと、多分保護者は何かなというような感じで、中学校でいけば、素点表に評価だけがついたような形になってしまえば、ちょっと本末転倒かなということで、多分保護者が、古賀委員さんみたいなお尋ねが、多分出てくるのかなあと思うんですけれども、そのためには、それをやるためには、これは何とかきついで頑張ってください。でも、これはやめますからという部分を、先にやめますからの分をやっていったほうが、入らなくなったからどれを取りましょうじゃなくて、最初から取れるものを、優先度の低いやつは取ってしまって、それから、空いた引き出しの中に少しずつ入れていくほうが、自由度が大きい中で、

より、ここに入れたほうが効果的だなというものを、大きい物差しでどんどんどんどん入れていくほうがいいのかなど。言うのは簡単なんですけれども、そういった意味合いでいけば、もっと対外的に、ああ、これは面白いな、これはすばらしいなというインパクトとかいう感じの、ある意味必要かなと。ああ、やっぱりという驚きというか、見栄えも、僕は必要だと。見栄えというか、視覚的に、ああ、これはというのが、何かあれば面白いかなと。

【西本教育長】

何か事務局のほうからありますか。はい、部長。

【陣内学校教育部長】

ありがとうございました。ちょっと確認をさせていただきたいんですが、今日いただいた意見を斟酌しまして、今回の1ページからの運用方針案の新しいバージョンをもう一度差し上げて、お送りさせていただいて、御意見を再度頂戴したいと思います。

その中に盛り込みたい案件としまして、まず一つ目は、内海委員さんのほうからありましたチャレンジ性、子供たちが学ぶ意欲を高めるということと、それから、教師の働き方を進めるといふ、一見相反するようなものを両立できるようなチャレンジ性に関する考え方を織り込めないかということ。

それから、萩原委員さんからありました発想の転換によってこんなにドラスティックに変わるんだよという、1日増えたとか、そういったものじゃなくて、それによってこんなに世界が変わるんだというようなことをきっちり書き込めないかという御意見。

それから、中島委員さんからありましたのは、私たちに言われているのかなと思って聞いていたんですが、教育委員会も含めて、学校や教育委員会は、これまで前例どおりにしてきたような授業、行事があるけれども、本当にそれが必要なのかを、再度見詰め直すこと、私たち自身も、教育委員会主催の行事についても、襟を正していかないといけないとか、本当に必要なものを絞っていかないといけないと思います。そういった観点も附帯事項に書くようにしていますので、入れていきたいと思います。

それから、古賀委員さんの意見についても、ちょっと確認をさせてください。皆さんの思いとして、書き方として、通知表は必ず3回、3学期制に出すべきだと。評定は当然毎学期ある。次に、今の書き方は、面談については、どちらかというところ、してもしなくてもいいみたいに聞こえるところがあるので、はっきり所見を書くか、面談を実施するなど、所見または面談などの方法により、子供たちにきちんと次の姿を目指せるような手だてを伝えること、ということまで、どちらかという書き方はちょっとおかしいですけれども、何らかの手だてをすることまで書き込んだほうがいいのかどうか。そっちが責任を取れるような気がします。通知表は3学期つくりまします。それから、面談または所見などによって、学習の状況を数値的なものだけではなくて、丁寧に伝え、学習の改善に反映できるようにすること、そのような書き方もあるかと思えます。

【中島教育長職務代理者】

そうしてやっておかないと、学校が混乱するかもしれない。そっちのほうがやりやすいと思うんですね。

【陣内学校教育部長】

そうしたら、そのような形で再度提案をさせていただければと思います。

【西本教育長】

ほかに御意見ございませんでしょうか。

今出された御意見も含めて、もしお気づきの点があったら、またメールでもよろしいですから、事務局のほうに寄せていただければと思います。

提案も出されておりますし、それぞれの皆さんのお考えも盛り込んで、いい3学期制にしたいなと思っておりますので、御協力、御支援お願いしたいと思います。

よろしゅうございますね。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、この件についてはこれまでといたします。

次に、②の佐世保市第3次情報教育推進計画策定の件ということで、当局から御説明をお願いいたします。

【久野総合教育センター長】

説明の前に、申し訳ございません。表題をちょっと訂正させていただきたいんですけども、協議事項②でございますが、第3次の情報教育と書いておりますけれども、これを、佐世保市第3次教育の情報化推進計画策定の件と訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

【西本教育長】

協議②のところの表題でよろしいんですね。

【久野総合教育センター長】

はい、そうです。

それでは、説明をさせていただきます。

第2次の推進計画に引き続きまして、第3次の計画でございます。

佐世保市第3次教育の情報化推進計画の策定の件につきましては、本日、この定例委員会で御協議をいただきまして、次の3月、前期教育委員会において決議をいただけれ

ばと思っております。よろしく願いをいたします。

協議②とあります、2ページを御覧いただきたいと思います。

概要でございますけれども、パラグラフの二つ目でございますが、子供たちがICT機器を活用しまして、効果的な情報収集、それから、適正な情報発信ができる能力、こういったものを習得することが、生きる力を養う上でも不可欠なものですということでございます。

こういう力を養うのに必要なものですから、今後ますます進展をします、一番最後のパラグラフでございますが、教育の情報化を見据えて、教育の情報化推進の基本的な考え方と進めるべき方向性を明らかにするといったことで、今後具体的かつ恒常的な取組を進めていきたいと思っております。

それにつきましては、既にスマート・スクール・SASEBO構想という素案をつくっておりますけれども、これと一体化した形で、この計画の推進を進めたいと思っております。

この計画策定の目的につきましては、今後の社会におきまして、こういうふうな情報化について、基本的な考え方や進めるべき方向性を明らかにするということです、教育現場の最上位の教育方針として定めたいと考えております。

それから、4ページを御覧いただきたいんですけれども、期間につきましては、令和2年度から令和7年度までの6年間としたいと考えております。スマート・スクール・SASEBO構想、これが令和2年度から始まっておりますので、このスタートも合わせるということで考えております。

この後の説明につきましては、内容が広うございますので、45ページと46ページの概要をもちまして説明をさせていただきたいと思っております。まず、45ページを御覧いただきたいと思っております。

この資料は、第3次教育の情報化推進計画につきましてまとめた資料でございます。その計画は、御覧のとおり、大きく分けまして5章の構成となっております。

まず、資料の左上を御覧くださいませ。第1章と第2章で、現在子供たちを取り巻く環境について説明をし、そのような社会情勢の中で、国または県が、子供たちにとってどのような施策を実施しているかについて説明を加えております。

資料の右側を御覧ください。第3章です。本市の現状と課題を記載しております。本市の課題としまして、記載しておりますとおり、1から5の課題が挙げられます。

資料の下部を御覧ください。4の1章で、それら学校を取り巻く課題を解決するための基本方針について記載をしております。内容としましては、今後の社会において重要化が増す教育の情報化につきまして、基本的な考え方や進めるべき方向性を明確化し、教育現場の教育の情報化について、方針を定めたものとなっております。

次に、46ページをお開きいただきたいと思っております。

資料の左側、4.2、第3次教育の情報化推進計画についてです。ここでは、本計画が示します目標、児童・生徒像、教員像を記載しております。これらの目標を達成するために、資料の右側、4.3、第3次教育の情報化推進計画の展開に記載しております七つ

の展開項目といたしております。そのうち、児童生徒に直接関係する、表の1から4について説明をいたします。

まず、1番です。全ての児童生徒が学校や家庭で存分に活用できるでは、2以降の教育の情報化を実施する前提となる環境整備について示したものであります。

①全児童生徒への1人1台端末の整備、②電源キャビネットの整備、③Google for Education、Gアカウントです、の整備、④L E T通信回線の整備の四つの環境整備について示しております。

その環境整備を受けて、今、全ての児童生徒が学びにおける制約から解放されるでは、他地方の学校との集団討論を行えるようになったり、もしくは端末持ち帰りによりまして、自分の好きな時間に学習ができるなど、学びにおける時間・距離の制約の排除を目指すものであります。

3番目です。全ての児童生徒が個別に最適化された学びでは、A Iを活用して、児童生徒一人一人の学習の状況に応じた、個別最適化された学習を目指すということです。

それから、4番目です。全ての児童生徒が新しい時代を生き抜く創造性や社会性を育成におきましては、プロジェクト型学習や教科等横断的な学習によりまして、新しい時代に通用する情報利活用能力の取得を目指すところとするものです。

ここに記載しております問題を実現することによりまして、本市の子供たちが、今後の新しい社会において必要な情報利活用能力を身につけることができると考えております。

次に、これらの展開の進捗管理を行う指標としまして、資料の左側、4.4です。第3次教育の情報化推進計画の目標に、K P I（重要業績評価指標）を定めております。ここにありますように、記載してある項目全てを、令和7年度までに100%に上昇させることを目標としております。

最後に、資料の下部を御覧ください。第5章です。第3次教育の情報化推進計画の施策です。ここでは、4章で記載してあります展開を行う上で、教育現場で必要となる新たな環境整備方針について記載をしております。

G I G Aスクール構想で実施した環境整備では、今回国のG I G Aスクール構想で整備する四つの環境整備について記しております。なお、この環境整備につきましては、本年度、令和2年度中に完了する予定といたしております。

次に、G I G Aスクール構想以外の環境整備では、国のG I G Aスクール構想で整備した環境以外の今後の環境整備や既存の環境の活用としまして、1番目、学習支援環境の導入、2番目、大型提示装置、教材提示装置の活用、3番目、電子黒板のさらなる活用、4番目、タブレットP Cの活用の四つの方針を示しております。

教員のI C T活用指導力向上に向けた環境整備では、4章の展開を行うに当たり、教員のI C T活用指導力向上のために、（1）研究指定校の設定、（2）教職員の研修体制の充実、（3）各種コンテンツの利用の方針を記しております。

安心・安全なI C T利活用に向けた施策では、整備した環境を安全に活用するために、（1）学校情報ネットワーク強靱化、（2）学校情報セキュリティーポリシーの改正、

この二つの方針を示しております。

教職員の業務効率化と働き方改革に向けた環境整備では、教員が授業に集中できる環境整備としまして、（１）統合型校務支援システムの導入の検討、（２）ICT支援員の支援強化の二つの方針を示しております。

以上、第3次の推進計画につきまして御説明をさせていただきました。本計画の実施によりまして、ソサエティー5・0時代の到来に際しまして、暮らし方、働き方が劇的に変更する中、本市の子供たちが社会の担い手として、これからの社会を生き抜く資質、能力を備えた人材へと成長していくことができると考えております。

説明は以上でございます。御協議いただきますようよろしくお願いをいたします。

【西本教育長】

ただいま説明をいただきました。委員の皆さんから、何か御質疑等ございますでしょうか。

実は、もともとこの表題で、第3次情報教育推進計画というふうにつくろうと思ったんですが、2次までが、ハードの整備が主だったんですね。何年度までにどこどこにどれだけのものを入れるのかと。ところが、GIGAスクール構想で、それが一気に早まってしまいまして、現実、環境はある程度整った状態になりました。この一番最初の章にもありますけど、あとは、それをどういうふうにご利用するかということと、しかも安全にご利用するかということに比重が変わってまいりましたので、軸足を、ちょっと違う観点からして、第3の教育の情報化推進計画ということに変わってきたというふうに理解をしていただければいいかなと思います。ですから、従前の何年度までにどれだけのことをするというハードの整備ではなくなってきたということでございます。

【中島教育長職務代理者】

昨日、佐世保市の教職員向けのオンライン研修ということで、依頼を今、YouTubeの動画を見せていただきまして、設定とそれぞれ使い方という、二つのシリーズに分けて、それぞれ14分と10分ぐらいで見られるYouTubeの動画、ほかの委員さん方も、ぜひ見られたらと思うんですけども、非常に分かりやすく、見ている分だけで。特に、使い方については、子供たちの使い方、教職員の使い方、それと、家庭学習のページとか、家庭と子供との連絡とか連携とかもあるので、ぜひ、2については、保護者の方にも、こうやって学校でやってますよと、こういった家庭学習のページをつくってますよ、もちろん今も並行してやられていると思うんですけども、そういった形で、ポイントになるのは、その使い方であって、教員がどこまで頑張っているかというか、資質を高めていけるかは、すごく大きいと思うんですね。

先月も、こちらでプログラミングのオンライン研修会に参加していただいて、山口副主幹とかにお世話いただいたんですけども、僕みたいなほとんど理解できてない、操作が苦手な人については、そういったうまい手だてとか、支援員さんが入っていけば、やっぱりこれはすごいんだなと、結構いけるじゃないかという気持ちになれば、苦手意

識というのは少しずつでも取れると思うんですよ。ああ、結構いけるかなという部分について。そこの一步を踏み出すための、背中を押してやる作業が、今一番大きな、やっぱり教員が一番不安を持っているのは、自分が大丈夫なのかというか、そういった分だと思うんです。だから、恐らくこの壮大な構想というのは、大きな今後の学校教育の、よく言うゲームチェンジャーになり得ると思うんですね。ただ、そうなり得るかというのは、やっぱり働きかける直接的な人間の、デジタルじゃない部分も結構あるのかなと思います。ですから、そこのつなぎの部分であるとか、そういった周知とか、浸透させるとか、説明するとかいう作業のつなぎの部分をうまくやっていって、生産ラインに乗っけていけば、物すごく大きな威力を発揮するのかなと。多分そういう力を持っていると思うんですよ。一応、僕は理科系の人間ですから、多分幾何学的には、数字で上がっていくと思うんですが、指数関数的に、2乗、3乗の世界で上がっていくと思うんですね、スピードとか。だから、そういった伸びは物すごく期待ができると思うので、ぜひぜひ、いろんな媒体を使って発信して、つないでいって、保護者に対しても、せつかく1台端末を渡してやってきて、うまく共有ができるようなつなぎの部分もあれば、本当にすばらくなるのかなと、感心しています。よくつくっていらっしゃるなあと思って、丁寧な構成になっていて、日々山口副主幹にはお世話になっているんですけども、川上副主幹と二人で、申し訳ないんですけども、私はしょっちゅうお世話になっていると思いますけど、この場を借りてお礼を込めて、頑張ってもらいたいということでエールを送りたいと思います。失礼しました。

【西本教育長】

ほかに委員さん、御意見ありますでしょうか。はい、内海さん。

【内海委員】

まず、今日持ち帰って、じっくり見たいなというのがあります。

学校訪問をしたときに、毎回なんですけど、ICTの活用というのは、本当に遅れているというのが、私の実感なんです。確かにハードが先行して、ソフトの部分が遅れている。しかし、もう、とにかく相当エンジンをフル回転、ターボエンジンで取り組んでいかないと、今中島委員がおっしゃったように、効果を出すためには、先生方の取組が急務だろうと思っています。

その中で、これを読ませていただいて、また、改めて意見を言いたいと思っているんですけども、そういう時間というのが、またつくれるかどうか、いかがでしょうか。

【西本教育長】

センター長。

【久野総合教育センター長】

次回の委員会の際に、また御質問の点をいただきまして、お答えをしたいと思います。

【内海委員】

宿題で持って帰ります。午前中は、私は頭はフル回転しているんですけど。これ、先ほどと関連してきますよね。

【久野総合教育センター長】

今日お持ち帰りいただきまして、それをうちがいただきまして、できましたら、議決をいただきたいと思っておるところなんですけれども。

【西本教育長】

本当に大きな問題ですから、これについては、ゆっくりと内容を検討していただければいいかなというふうには思いますが。それでいいですか。センター長。

【久野総合教育センター長】

御質問とかお尋ねの点がありましたら、メール等でいただきまして、検討したいと思いがすが。

【西本教育長】

策定の決定は次回でよろしいですね。

【久野総合教育センター長】

はい。

【西本教育長】

そういうことで、もし、何かお気づきの点があったり、分からないところがあれば、メール等であらかじめ言っていただければ、事務局も助かるということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議事項は以上で終わりました。

もう2時間たっておりまして、非常に疲れも出てきております。一、二分、ちょっと休憩を取りますが、あと、残り報告事項ですけれども、まだたくさんありますので、簡潔に御説明していただければと思いますので、よろしく願いします。

あの時計で4時ちょっと前ぐらいには、お揃いになったら始めたいと思います。

(休 憩)

【西本教育長】

始めましょう。

それでは、報告事項を簡潔に御報告していただければと思います。

まず、①の清水中学校校舎改築等事業についてです。よろしく申し上げます。総務課長。

【松尾総務課長】

資料のほうは、右上のほうに、本日配付②と書いてあるものでございます。1枚開いていただきまして、1ページ、清水中学校でございます。

清水中学校については、実は、市内にある中学校の中で一番古い建物がある中学校になりまして、令和元年、令和2年、一昨年と本年度、検討のほうを進めていたところでございます。

簡潔にということでしたので、簡単に説明しますけれども、まず、1ページの資料で、真ん中、事業スケジュールについてですけれども、今、基本設計まで終わりました。この紹介というんですけれども、来年実施設計に入るとともに、プールのほうを先に解体のほうをさせていただきます。先にプールを壊してローリングをかけていくという計画ですので、夏のプールの授業が終わったら解体をさせていただきたいと思っております。

令和3年度に実施設計を終わっておりまして、令和4年、令和5年と、2か年にかけて校舎のほうの建設をしていきたいと思っております。令和5年度4月か、もしくは夏休みに供用開始というスケジュールで進めさせていただきたいなというふうに思っております。

1枚開いていただいて、2ページをお開きください。

どんな学校ができるのかなとお思いのことと思っておりますけれども、最初、今の清水中学校のグラウンドと校舎を入れ替えて、南側、市役所がある方向に校舎を持って行って、北側、総合教育センターがあるほうにグラウンドを、全く入れ替えた、いろいろ検討したんですけれども、やはり今の配置がいいだろうというふうに地元の方もおっしゃって、2ページの案を最終的な計画案として、今進めているところでございます。

今ある校舎よりも、グラウンド側に少し校舎のほうをずらして、全く新しい校舎のほうを建設します。その代わりに、今グラウンドの向こう側、昔ハンドボールのグラウンドがあって、ついこの間までヤギが草を食べていたところがあるんですけれども、そこまでグラウンドのほうを広げていきたいと思っております。今のグラウンドの大きさをほぼ確保できることになりましたので、そういった取扱いにしたいと思っております。

裏側、今校舎が建っている辺りを、広く駐車場エリアにしたいと思っております。一つは、地元の方の要望があったりとか、周りに建った総合教育センターの駐車場として使ったりとか、通級教室があるものですから、保護者の駐車場を確保する必要があるので、ここ、意外とグラウンドだったりとか、校舎を地元の方が使われていらっしゃるんですね。珍しいんです。校舎のほうも地元の方とかが、会議だったり使ったりしておりまして、そういうものも含めて、駐車場エリアのほうをまとめて確保したいと。

あと、車歩分離、子供たちが歩いているスペースと車が出入りするスペースとを分けて、子供たちが安全にというふうにしたいと思っておりますので、ここに駐車場のほうをまとめていくということでございます。

プール移転については、今、校舎が建っている部分の左側というか、反対側ですね、北高の体育館がある、反対側のほうにプールのほうを建設したいと考えております。説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明について、御質疑等ございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

実施設計が決まりましたら、また、お知らせしたいと思います。

次に参ります。

②です。「SASEBOグローバルキッズ・FUN ROOM」の開催についてということで説明をお願いします。社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

資料は、4ページのチラシを御覧ください。

本事業は、来年度から本格的に事業実施をスタートする予定のグローバルキッズチャレンジ事業のプレ事業として開催するものです。今回は、4月から新6年生となります5年生にターゲットを絞りまして、子供たちが自分の思いや考えを積極的に英語で伝えようとする姿を目指しまして、県立大学の山崎教授をメインとした、ピースという英語異文化教育研究会の講師陣が、2日間にわたりまして、英語を交えたワークショップや英語本来の発音に着目した音声活動、外国文化を知る異文化理解講座などを楽しく行うものです。

英語が好きとか、ネイティブな発音で話したいといった英語に意欲と関心を持つ児童が楽しく英会話に親しむとともに、日本と外国の文化や生活の違いを発見するようなプログラムも計画したいと思っております。

今回はプレ事業ということで2日間のみ、3月20日と27日の土曜日、いずれも中央公民館で10時から12時の2時間開催いたします。

現時点で10名を超す応募が来ております。まずは、楽しい、もっと知りたいという気持ちを子供たちが持ってくれるのと、そして、子供たちの未来が世界に広がっていく、その一歩にチャレンジしてもらいたいと思っております。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの御説明に御質疑ございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

今までやっておりました「英語で交わるまちSASEBO」のプロジェクトをもう少し推し進めてみようかという、新しい試みをやらせていただきたいなと思っております。それでは、次です。

③です。外壁改修工事完了に伴う早岐地区公民館図書室の開館についてです。社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

社会教育課長です。

資料、5ページを御覧ください。

屋根並びに外壁の補修工事に替わりまして、窓などの建具の更新を行うために、昨年の10月19日から休館を行っておりました早岐地区公民館図書室ですが、ようやく工事が完了しまして、来月、3月9日の火曜日から開館する予定となりました。

現在工事に伴いまして移動させていました蔵書を戻すなどの作業を行っているところです。

開館はいつでしょうかというようなお尋ねもたくさんいただいておりますので、非常に楽しみに開館の日を待っていらっしゃる方もおられるかと思えます。

開館日につきましては、早岐地区の公民館だよりの3月号や公民館図書室等における情報掲示、それから、市並びに図書館のホームページにおいて周知をされるようにしております。

以上でございます。

【西本教育長】

早岐地区公民館図書室の開館についてでございました。委員の皆さんから御質疑ございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。内海さんから頂いた本もあります。

【内海委員】

はい、ヒューマンブックコーナーに。

【西本教育長】

ありがとうございました。

次です。

報告の4番目です。長崎県指定無形文化財「三河内焼細工技術」の指定に伴う市指定無形文化財「平戸菊花細工技術」「捻り細工」の指定解除についてです。文化財課長補佐。

【小嶋文化財課長補佐】

続きまして、報告事項の四つ目につきましては、文化財より説明いたします。

お手元の資料は、当日配付2の6ページになります。

案件は、佐世保市指定文化財の指定解除についてです。先日、委員の皆様にはメールにてお知らせしておりますが、佐世保市の伝統工芸品であります三河内焼の細工技術2件が、2月18日に県の指定文化財として登録されました。この2件は、平戸洗祥団の中里一郎氏が技術保持者である平戸菊花飾細工技術と、嘉久房窯の今村均氏が技術保持者であります捻り細工技術でございます。詳細はお手元の資料の7ページ以降に添付しております。

これまでは、市の無形文化財としての指定でありましたが、今回の県指定に伴い、県指定を佐世保市文化財保護条例第4条に規定しております、特別な事情があれば、市の指定を解除することができるという特別な事情に該当すると判断し、今回県の指定のタイミングに合わせて、市の指定を解除するものです。

以上で御報告を終わります。

【西本教育長】

ただいまの報告です。今、市の指定であったものが、県の指定になったということで、市の指定を解除するという御報告でした。委員の皆さんから何か御質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

次に、⑤です。公益財団法人佐世保市体育協会の名称変更について、御説明願います。スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

スポーツ振興課です。

この件につきましては、先ほど議題の中で御説明いたしましたので、これの説明は割

愛させていただきます。

以上でございます。

【西本教育長】

体育協会、スポーツ協会の名称が変更になったということで説明がありました。

⑥です。佐世保市聖火リレーセレブレーション観覧者の募集についてということでございます。説明をお願いします。スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

スポーツ振興課です。

資料は事前配付資料でございます。表紙が、⑥ですけど、佐世保市聖火リレーセレブレーション観覧車と、車になっていますけど、人になりますので、お願いします。

資料は、1枚開いてもらって、1ページ、2ページ目を御覧いただければと思います。

東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、来月の3月25日、福島県のナショナルトレーニングセンターJヴィレッジからスタートいたします。121日間をかけて、全国859市区町村を巡るようになっております。

長崎県につきましては、5月7日と8日に行われ、佐世保市は5月8日土曜日に聖火リレーがあります。その日の最終区間となっており、その日の聖火の到着を祝うセレブレーションというのを、新みなと暫定広場で行います。

このセレブレーションの観覧者につきましては、当初は3,000名程度を予定しておりましたが、コロナ禍の影響によりまして、人数を1,000名程度に制限する必要が出てきました。そのことから、今回3月号の「広報させぼ」や市の公式SNS等を通じて、一般の市民の方に観覧者として800名程度を募集することといたしました。応募ははがきで行い、応募多数の場合は抽選することとしております。その募集要項を載せております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

もし聖火リレーがあれば、こういった形のセレブレーションをやりたいと思いますので、3月1日からの募集でございますから、お知り合いの方にお知らせいただければと思います。

これについて御質疑ございませんでしょうか。

【中島教育長職務代理者】

2枚目に、保護者同伴の文言があるんですね。これは、高校生以下というのは、何か特別な理由があるんですか、普通、こういったのは。未成年ということ。

【嶋田スポーツ振興課長】

時間が、聖火リレーが長崎県を回っているんですが、佐世保市に着くのが6時過ぎてまして、佐世保のスタートが7時40分ぐらいにスタートします。ゴールが8時半過ぎで、セレブレーションが全部終わるのが9時ぐらいになってますので、高校生以下は保護者同伴でということ考えてと思います。

【中島教育長職務代理者】

補導対象は、今8時ですかね、高校生は。中学生が8時で、今、高校生は8時とかありますかね。

【古賀委員】

補導されるのは11時からですけど。中学生もですよ。

【中島教育長職務代理者】

中学生も、今11時じゃないですか。

【古賀委員】

塾とかがあるので、補導の対象は11時と、9時くらいまでは、多分、じゃなかったですかね。

【陣内学校教育部長】

11時は、保護者同伴のは駄目じゃないですか。ではなくて、時間が11時ですね。だから、塾とか何とかいう。

【中島教育長職務代理者】

大丈夫です。そこを整理せんと、多分。普通高校生が、そういった普通の時間でも保護者同伴というのは、特別な国のイベントだから、特別の基準などがあってのことかなと思ひまして、普通は中学生以下になるはずなんですけれども、保護者からは高校生は保護者同伴かという意見などが、多分出てくるかもしれません。

【西本教育長】

よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次に、⑦指定管理者の選定方法について。

【嶋田スポーツ推進課長】

この件ですけれども、当日資料を配付しておりますが、今日は、資料がございませんので、口頭での説明とさせていただきます。申し訳ございません。

指定管理者の選定方法についてということですが、この経緯について御説明いたします。

昨年12月の定例市議会におきまして、今年の4月1日からの本市体育施設の指定管理者の指定の議案を六つ提案していただきました。その中で、佐世保市体育文化課の指定管理者の指定の件、これは新聞にも載っていたんですけど、指定の件において、市議会から附帯決議が出されております。内容は、指定管理者の選定方法については、公平性、透明性の観点から見直しを行い、最善の方策について検討し、その結果を議会に報告することというものです。

文教厚生委員会における主な指摘、意見の内容ですが、高い採点を行った二人の委員の評価により、選定委員多数の評価ではない結果となっている。このような採点結果を見て、適正な選定が行われたと判断しているのか、などありました。

今回指摘がなされた指定管理者制度に関しましては、行財政改革推進局が所管となっておりますので、その所管部局において、現在検討を行われており、3月定例会後の、まず、所管である総務委員会協議会、その後、文教厚生委員会協議会にて見直した結果を説明することとなっております。

本日は、その経緯と今後の流れのみの説明となりますが、資料につきましては、改めて報告させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

聞いただけで、何か分かりにくかったという感じです。恣意的な判断が、そこで入らないように、公平性を保てるような、あるいは説明責任がきちんと取れるような選考の方法を考えてくれという議会からの要望がありましたので、それに見合う中身にやり替えようということで、今度の3月議会に議案外報告をさせていただく予定になっています。基本的には、オリンピック方式というんですかね、一番上と一番悪いのを除いて出すとか、あるいはこういった方向をちょっと考えると思っておりますが、これが全部に当てはめられるわけじゃなくて、競合したときにはという。また、資料で次回に御説明させていただければと思います。

御質疑ございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

次に、⑧です。教育課程の特例校について御説明をお願いします。学校教育課長。

【松田教育次長兼学校教育課長】

失礼いたします。資料の11ページになります。

先ほど、処務規則の改正のときに、少しお話をいたしましたけれども、学習指導要領によらない学校や地域の特色を生かした特別の教育課程を編成する特例校につきまして、資料の1の(1)と(2)とありますように、文部科学省が指定する場合と、括弧書きにありますように、設置者の判断で指定できる場合と、二つのパターンがございます。

小中一貫制度の導入に伴いまして、一定の範囲で、設置者の判断で可能となりましたことから、例えば、ここがございますように、金比良小学校、光海中学校につきまして、主な教育課程の内容としまして、小学校1年生から6年生まで英語科の実施を行っております。これに加えまして、来年度から、広田小学校、小佐々小学校、楠栖小学校、黒島小中学校、浅子小中学校におきまして、一、二年生でも外国語活動を特例として実施するという申請がございました。その指定をさせていただいたという御報告でございます。

すみません、ちょっとミスがありまして、広田小、小佐々、楠栖、それから黒島小中、令和2年の4月からというふうになっておりますが、令和3年の4月からの誤りでございます。申し訳ございません。令和3年の4月から、1年生で外国語活動の実施をします、生活科の時間を減じて実施いたしますということでございます。

宇久につきましては、宇久小学校・中学校につきましては、文科省の指定を受けての特例校でございます。宇久・実践という教科を、地域の特性として実施しているところであります。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明について、委員の皆さんから何か御質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、ありがとうございます。

以上で、御協力いただきましてありがとうございました。報告事項は全て終了しました。

その後、次回開催予定日を確認し、終了。

----- 了 -----